

平成 20 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 ビ リ ン グ シ ス テ ム 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 江 田 敏 彦
(コ ー ド 番 号 : 3623 東 証 マ ザ ー ズ)
問 合 せ 先 取 締 役 業 務 管 理 部 長 住 原 智 彦
(T E L . 03-5405-8671)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 20 年 2 月 14 日開催の当社取締役会において、当社普通株式株券の東京証券取引所への上場に伴う募集株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 2,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定 (平成 20 年 2 月 28 日の取締役会で決定する。)
- (3) 払 込 期 日 平成 20 年 3 月 18 日 (火曜日)
- (4) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金
に 関 する 事 項 平成 20 年 3 月 10 日に決定される予定の引受価額を基礎とし、
会社計算規則第 37 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加
限度額の二分の一相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金
とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、新光証券株式
会社、楽天証券株式会社、松井証券株式会社、マネックス証券
株式会社、S B I イ ー ・ ト レ ー ド 証 券 株 式 会 社、極東証券株式
会社及び SMBC フレンド証券株式会社を引受人として、全株式
を引受価額で買取引受させる。引受価額は発行価格と同時に決
定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この募
集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の
価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案
した上で、平成 20 年 3 月 10 日に決定する。)
- (7) 申 込 期 間 平成 20 年 3 月 11 日 (火曜日) から
平成 20 年 3 月 14 日 (金曜日) まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 1 株
- (9) 株 券 受 渡 期 日 平成 20 年 3 月 19 日 (水曜日)
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の
取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意:この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 300株(上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目9番1号
野村證券株式会社 300株(上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における発行価格と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 券 受 渡 期 日 上記1.における株券受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の募集株式の発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 300株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 平成20年4月14日(月曜日)
- (4) 払 込 期 日 平成20年4月15日(火曜日)
- (5) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金
に 関 する 事 項 平成20年3月10日に決定される予定の割当価格を基礎とし、
会社計算規則第37条第1項に基づき算出される資本金等増加
限度額の二分の一相当額を資本金に計上し、残額を資本準備金
とする。
- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村證券株式会社に割当て。なお、割当価格が募
集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式の発行を中止
する。
- (7) 割 当 価 格 未定(上記1.における引受価額と同一とする。)
- (8) 申 込 株 数 単 位 1株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の
取締役会において決定する。
- (11) 上記2.に記載のオーバーアロットメントによる売出しが中止となる場合、本第三者割
当増資も中止する。

ご注意:この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

募集株式の数 普通株式 2,000株

売出株式数 普通株式 オーバーアロットメントによる売出し 300株
()

(2) 需要の申告期間 平成20年3月3日(月曜日)から
平成20年3月7日(金曜日)まで

(3) 価格決定日 平成20年3月10日(月曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格
で、仮条件により需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成20年3月11日(火曜日)から
平成20年3月14日(金曜日)まで

(5) 払込期日 平成20年3月18日(火曜日)

(6) 株券受渡期日 平成20年3月19日(水曜日)

() 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行に伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である江田敏彦(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成20年2月14日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式300株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成20年3月19日から平成20年4月8日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意:この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	13,203株
公募による増加株式数	2,000株
第三者割当増資による増加株式数	300株(最大)
増加後の発行済株式総数	15,503株(最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行による手取概算額 184,400 千円(*)は、平成 20 年から平成 22 年の間に、サーバー等のハードウェア投資及びソフトウェア開発等の設備資金に合計 140,000 千円を充当し、残額につきましてはその後の資金需要の発生までは安全性の高い金融商品等にて運用する方針であります。140,000 千円の内訳はサーバー投資に 26,000 千円、サービス対応用ソフトウェアに 114,000 千円となっております。また、第三者割当増資による募集株式発行による手取概算額上限 30,360 千円(*)についても、サーバー等のハードウェア投資及びソフトウェア開発等の設備資金に充当する予定ですが、具体的な資金需要の発生までは安全性の高い金融商品等にて運用する方針であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 110,000 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は、繰越欠損金があるためこれまで配当を行っておらず、また繰越欠損金を解消するまでは配当を実施する計画はありません。しかしながら株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題として位置付けており、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を見ながら、また一方で将来に備えた内部留保充実の必要性を勘案して決定することを基本方針としております。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保につきましては、情報システム関連等のコンピューター設備の増設、更新等の設備投資や新規事業創出への投資に有効に活用し、経営基盤の強化と事業のより一層の拡大のために努めてまいります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

繰越欠損金の解消に努め、株主への利益還元を実施したいと考えておりますが、現時点においては、具体的内容について決定しておりません。

ご注意:この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成16年12月期	平成17年12月期	平成18年12月期
1株当たり当期純利益 (は損失)	12,973.13 円	8,719.78円	1,476.96円
1株当たり配当金 (1株当たり中間配当金)	-	-	-
実績配当性向	-%	-%	-%
自己資本当期純利益率 (は損失)	31.5%	19.5%	3.6%
純資産配当率	-%	-%	-%

(注)1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を期末の純資産で除した数値であります。

5. 配分の基本方針

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示またはホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注)「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意:この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行う際には、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。